3　その他の事項

住民基本台帳法施行令の規定の適用について、指定都市の特例を定めることとした。（第三二条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**関税法施行令等の一部を改正する政令**（政令第五号）（財務省）

1　経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「協定」という。）における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に関する所要の規定の整備を行うこととした。（関税法施行令第四条の二、第四条の一二、第三六条の三、第五一条の一二及び第六一条関係）

2　協定の規定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に伴い、当該措置及び制度の対象となる国際約束に当該協定を追加することとした。（関税暫定措置法施行令第一九条の二関係）

3　特恵関税制度について、ペルーを原産地とする特定の物品を特恵関税の適用から除外することとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）

4　協定の規定に基づく関税割当制度の導入に伴い、当該関税割当制度に係る割当てを受ける手続及び割当ての方法等を定めることとした。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令別表第一及び別表第三関係）

5　この政令は、協定の効力発生の日から施行することとした。

◇**農業改良助長法施行令の一部を改正する政令**（政令第六号）（農林水産省）

1　協同農業普及事業交付金の交付基準を変更することとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**森林法施行令の一部を改正する政令**（政令第七号）（農林水産省）

1　森林経営計画に係る一体として整備することを相当とする森林の基準の変更

㈠　一体として整備することを相当とする森林は、計画的な森林の施業及び保護が困難又は不適当な森林として農林水産大臣が定める基準に従い市町村の長が指定した森林の面積を除いた森林の面積が農林水産省令で定める基準に適合していることとした。（第三条第一号関係）

㈡　造林等を一体として効率的に行うことができると認められる森林であることの判断要素として、森林の経営の実施の状況を加えることとした。（第三条第二号関係）

2　林業普及指導事業に係る交付金の交付基準の変更

林業普及指導事業について国が都道府県に対し交付する交付金の交付基準を変更することとした。（第一四条関係）

3　施行期日

この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第八号）（環境省）

1　動物取扱業の登録を要する取扱いとして、動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと等を定めることとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二四年六月一日から施行することとした。

◇**高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第九号）（厚生労働省）

1　後期高齢者医療の保険料の賦課限度額（現行五〇万円）を五五万円に引き上げることとした。

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

政　令

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三号

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年七月九日とする。

総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十四号、第八条、第三十条の四十四第九項及び第四十一条並びに住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）附則第三条第一項及び第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次の改正規定中「第三十条の二十八」を「第三十条の三十二」に改める。

第一条の改正規定の次に次のように加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（日本の国籍の取得又は喪失による住民票の記載及び消除）

第八条の二　市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有しない者が日本の国籍の取得をしたときは、その者の法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票（次項において「日本人住民としての住民票」という。）を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同条各号に掲げる事項の記載をするとともに、その者の法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項を記載した住民票（次項において「外国人住民としての住民票」という。）（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。